

令和 8 年度

水道用ポリ塩化アルミニウム仕様書

仙 台 市 水 道 局

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、仙台市水道局（以下「局」という。）が落札者から購入する水道用ポリ塩化アルミニウムの規格その他を以下に定めるものとする。なお契約締結後においては、落札者を受注者と読み替えることとする。

1 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用ポリ塩化アルミニウムは、JWWA K 154:2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）に定める品質と同等以上のものとし、下記品質を満たすものとする。

(1) 品質

①品質-1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が、「水道施設の技術的基準を定める省令」の別表第一に掲げている基準に適合すること。  
設定最大注入率は 300 mg/L とする。

②品質-2

項目	品質
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20°C)	1.19 以上
酸化アルミニウム (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ) %	10.0 ~ 11.0
塩基度 %	56 ~ 75
pH値 (10g/L溶液)	3.5 ~ 5.0
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ) %	3.5 以下

(2) 評価方法

①凝集性能判定基準

JWWA K 154:2016 の凝集性能試験により、上澄水濁度の最低値が 0.5 度以下であること。

②評価方法

JWWA K 154:2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課）」に基づくこと。

3 品質試験

- (1) 落札者は、局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。  
なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 落札者は、局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けること。
- (3) 納入製品においては、局による抜取り検査（製品の品質確認）を適時受けるものとする。製品の品質確認のため、製品納入時にサンプルを採取する際は、落札者は局の指示に従いこれに協力しなければならない。また抜取り検査の結果、製品の品質に不良品が認められた場合は、落札者の責においてこれを補償し、品質に疑義が生じた場合は、局と落札者の間で協議することとする。

#### 4 契約方法及び契約期間

契約方法は 1kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### 5 納入

(1) 納入に際しては、事前に納入月日、納入数量を本局各浄水場の担当者が連絡する。

(2) 納入時間の指定

製品の納入に関しては、以下に指定する時間を受入開始時間とする基本とする。

なお、局からの指示又は落札者からの提案により、変更できるものとする。

納入場所	受入開始時間
茂庭浄水場	9:00
国見浄水場	9:30
中原浄水場	9:00
福岡浄水場	9:00
その他施設	都度指示

納入場所周辺の道路は、通勤通学路のため大型車両等の車両通行が時間規制されている道路※もあり、製品を納入する際は、歩行者や軽車両等の通行に注意するほか、道路交通法の規制にしたがい安全運転に努めること。

- (3) 小型タンクローリーでの 1 回の最低納入数量は 500kg とし、大型タンクローリーでの 1 回の最低納入数量は 5,000kg とする。また、最低納入数量以下の納入が必要な場合は、別途協議を行うものとする。
- (4) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。また試験成績書には以下の事項を記載すること。
- ① 製品名：製品の名称
  - ② 試験年月日：品質試験の実施日（試験期間）
  - ③ 試験機関：品質試験を実施した機関名
  - ④ 試験結果：上記「品質-2」に示す品質項目についての試験結果
  - ⑤ 製造工場：製品を製造した業者と工場名
  - ⑥ 納入年月日：製品の納入日
  - ⑦ 備考：供試品の Lot.No. 試験方法など
- (5) 納入品は、上記「3. 品質試験」を受けた製造工場の製品、または認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で製造されたものを納入すること。
- (6) 搬入作業前及び作業中、終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。
- (7) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て納入業者の負担とする。（作並浄水場、熊ヶ根浄水場は小型タンクローリーでの納入とする。）
- (8) 納入品の計量は、（一社）宮城県計量協会、または計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て納入業者の負担とする。

## 6 納入場所

### (1) 高塩基度・大型タンクローリー

①茂庭浄水場	仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128	電話 281-2211
②国見浄水場	仙台市青葉区国見六丁目 51-1	電話 234-4236
③中原浄水場	仙台市青葉区芋沢字中原 24	電話 394-2507
④福岡浄水場	仙台市泉区福岡字台 103-2	電話 379-3633

### (2) 高塩基度・小型タンクローリー

①作並浄水場	仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班	電話 391-4211
②熊ヶ根浄水場	仙台市青葉区大倉字下窪 3-1	電話 391-2301

## 7 納入予定数量

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があり、下記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

### (1) 高塩基度・大型タンクローリー (単位 : kg)

場所 月	茂庭 浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	100,000	60,000	10,000	24,000
5月	100,000	60,000	20,000	30,000
6月	100,000	60,000	20,000	30,000
7月	120,000	60,000	30,000	38,000
8月	160,000	60,000	20,000	38,000
9月	160,000	60,000	30,000	32,000
10月	160,000	60,000	20,000	32,000
11月	120,000	60,000	20,000	32,000
12月	100,000	60,000	20,000	32,000
1月	100,000	60,000	20,000	32,000
2月	113,000	60,000	20,000	25,000
3月	120,000	50,000	19,000	32,000
小計	1,453,000	710,000	249,000	377,000
合計		2,789,000		

### (2) 高塩基度・小型タンクローリー (単位 : kg)

場所 月	作並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月	2,000	650
5月		
6月		650
7月	2,000	
8月		750
9月		
10月	2,500	650
11月		
12月		650
1月	2,000	
2月		
3月		650
小計	8,500	4,000
合計		12,500

8 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、水道局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以 上

## 內訣書